

市税等の延滞金及び還付加算金の割合について

地方税法および租税特別措置法の規定に基づき、市税等に係る延滞金および還付加算金の割合は以下のとおり計算されます。

	本則	現在の特例	(参考)令和7年中の割合
延滞金 (納期限 1 か月以内)	7.3%	延滞金特例基準割合(①) +1%	2.4%
延滞金 (納期限 1 か月経過後)	14.6%	延滞金特例基準割合(①) +7.3%	8.7%
還付加算金	7.3%	還付加算金 特例基準割合(②)	0.9%

①財務大臣が告示する、前々年 9 月から前年 8 月の各月における国内銀行の新規の短期貸付約定平均金利の平均(平均貸付割合)に年1%を加算した割合。

②告示された割合に年 0.5%を加算した割合。